

平成22年国勢調査の新規調査項目の要望に係る対応方針（案）

資料1-3

全府省（国立社会保障・人口問題研究所及び一部ユーザーを含む）、全都道府県・市区町村からの要望を取りまとめたもののうち、次のいずれかの条件に当てはまるものを抽出

- ・府省（国立社会保障・人口問題研究所及び一部ユーザーを含む）からの要望があるもの
- ・地方公共団体からの要望が5件以上あるもの

国勢調査の調査項目として採用する際の選定基準

人口・世帯の基本となる統計

ニーズへの対応（政策・研究等の利用ニーズ、小地域統計の必要性、代替統計情報の入力手段の有無、データの継続性、法定利用）

正確性の確保（統計の正確性、統計の客観性）

国民負担への配慮（記入者の心理的負担、記入者の物理的負担、費用、実査・集計上の負担）

その他（国連勧告への適合、母集団情報としての必要性等）

「対応方針（案）」

A：第2次試験調査において実地に検証するもの

B：結果利用の重要性はある程度認められるが、国勢調査での採用可能性が低いもの

	要望のあった調査項目	要望を出した機関		区分	対応方針（案）	考えられる他の対応	過去の国勢調査及び諸外国での状況
		府省等	地方公共団体				
出生関係	出生児数	2	2	B	当該調査項目については、調査員に知られたくないという抵抗感があると同時に、家庭内プライバシーの問題もあり、記入することそれ自体の抵抗感があるため、調査票の提出方法の見直し（全封入や郵送による提出方式の導入）を講じても、記入抵抗感を払拭し、調査客体からの協力や正しい申告を得ることが困難であり、調査の実施そのものへの支障が懸念	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出生動向基本調査の「完結出生児数」、 「結婚持続期間」の結果利用 ○ 国勢調査結果を用いた同居児法による既往出生児数の推計 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 昭和25、35、45年調査で調査していたが、調査客体から正しい申告を得ることが困難なことなどから、昭和55年調査で廃止 ○ 国連勧告のコア事項、韓国（2005年）のロングフォーム調査票で採用 ○ 一部ユーザーから「可能であればほしい調査項目だが、調査の理解を得るには困難」との意見
	有配偶者の結婚年月日（結婚式を挙げたとき、又は同居を始めたときのうち早い方） 又は現在の配偶者を持った年月日	3		B	記入抵抗感が強いと想定される事例 <ul style="list-style-type: none"> ・ 離婚等で同居していない子がいる場合 ・ 再婚の場合（通算結婚・同居年数や出生児数）など 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 「婚姻の年月」は韓国（2005年）のロングフォーム調査票で採用 ○ 「事実婚による配偶者と同居しているか」はカナダ（2006年）で採用 ○ 「同棲中か否か」はフランス（2006年）で採用 ○ 一部ユーザーから「可能であればほしい調査項目だが、調査の理解を得るには困難」との意見

	要望のあった調査項目	要望を出した機関		区分	対応方針(案)	考えられる他の対応	過去の国勢調査及び諸外国での状況
		府省等	地方公共団体				
出生関係	何番目の子供をいつ(親が何歳の時点で)生んだか	1		B	<p>当該調査項目については、調査員に知られたくないという抵抗感があるとともに、家庭内プライバシーの問題もあり、記入することそれ自体の抵抗感があるため、調査票の提出方法の見直し(全封入や郵送による提出方式の導入)を講じても、記入抵抗感を払拭し、調査客体からの協力や正しい申告を得ることが困難であり、調査の実施そのものへの支障が懸念</p> <p>記入抵抗感が強いと想定される事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離婚等で同居していない子がいる場合 ・再婚の場合(出生児数) など 		○国連勧告にはない
配偶関係	婚姻届、離婚届の有無	1	1	B	<p>当該調査項目については、調査員に知られたくないという抵抗感があるとともに、家庭内プライバシーの問題もあり、記入することそれ自体の抵抗感があるため、調査票の提出方法の見直し(全封入や郵送による提出方式の導入)を講じても、記入抵抗感を払拭し、調査客体からの協力や正しい申告を得ることが困難であり、調査の実施そのものへの支障が懸念</p> <p>記入抵抗感が強いと想定される事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同棲・内縁関係の場合 ・離婚しても、生活を共にしている場合 など 		○国連勧告にはない
	配偶者の初婚、再婚の別	1		B	<p>当該調査項目については、調査員に知られたくないという抵抗感があるとともに、家庭内プライバシーの問題もあり、記入することそれ自体の抵抗感があるため、調査票の提出方法の見直し(全封入や郵送による提出方式の導入)を講じても、記入抵抗感を払拭し、調査客体からの協力や正しい申告を得ることが困難であり、調査の実施そのものへの支障が懸念</p> <p>記入抵抗感が強いと想定される事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同棲・内縁関係の場合 ・再婚の場合 など 		○国連勧告にはない

	要望のあった調査項目	要望を出した機関		区分	対応方針（案）	考えられる他の対応	過去の国勢調査及び諸外国での状況
		府省等	地方公共団体				
配偶関係	離別者における前の配偶者と離婚した年月日、及び死別者における前の配偶者を亡くした年月日	1		B	当該調査項目については、調査員に知られたくないという抵抗感があるとともに、家庭内プライバシーの問題もあり、記入することそれ自体の抵抗感があるため、調査票の提出方法の見直し（全封入や郵送による提出方式の導入）を講じても、記入抵抗感を払拭し、調査客体からの協力や正しい申告を得ることが困難であり、調査の実施そのものへの支障が懸念		○国連勧告にはない
介護関係	別世帯に居住する子どもの数	2		B	家族介護などの問題を研究するため、家族の小規模化・単純化を始めとした家族形態の多様化の実態を把握する意義は理解できるが、家族形態の実態を正確に把握するためには、「別世帯に居住する子ども」の年齢、居住地（隣居、近居等）など様々な事項を組み合わせる必要。これらの調査項目については、人口・世帯に関する最も基本的な統計を作成するための既存の調査項目に比べ、優先順位は低い	○住宅・土地統計調査の「別世帯の子に関する事項」の結果利用 ○社会生活基本調査の「子の住居の所在地」の結果利用	○国連勧告にはない ○「離散家族」は韓国（2005年）のショートフォーム調査票で採用 ○一部ユーザーから「基準の設定が難しいが、可能であればほしい調査項目。ただし、全数調査の調査項目としての妥当性は疑問」との意見
	世帯員の介護の要否	2		B	要介護者を捉える標本調査におけるクロス集計結果で代替可能。また、要介護者は市町村で認定しており、その数は把握されているなど、当該調査項目に関する統計は既に存在	○社会生活基本調査の「介護の状況」、「介護支援の利用状況」、「生活時間配分（介護・看護）」の結果利用	○「障害の状態」は国連勧告のコア事項。韓国（2005年）のロングフォーム調査票で採用、アメリカ（2010年）のアメリカンコミュニティサーベイで検討
人口移動関係	5歳未満の子どもの出生地	1		A	都道府県別将来推計人口及び市区町村別将来推計人口の算出に必要。調査項目の追加ではなく、記入上の取扱の変更で対応可能であることから、第2次試験調査において実地検証		○「出生地」は、国連勧告のコア事項。カナダ（2006年）及びフランス（2006年）で採用、アメリカ（2010年）のアメリカンコミュニティサーベイで検討
	小地域（町丁字等）別の人口移動の把握	1		B	平成17年国勢調査第2次試験調査において、「従業地又は通学地」について郵便番号を記入する方法を実地に検証したところ、町丁・字コードが付与できなかったものが1/3を超えたことから、結果利用の意義は理解できるが、調査としての実現可能性が低い		

	要望のあった調査項目	要望を出した機関		区分	対応方針（案）	考えられる他の対応	過去の国勢調査及び諸外国での状況
		府省等	地方公共団体				
住宅・居住環境関係	住宅用火災警報器の設置状況		36	B	人口・世帯に関する国の最も基本となる統計としての妥当性が低い	○住宅・土地統計調査の「自動火災感知設備（住宅用火災警報器）」の結果利用	○国連勧告にはない
	汚水（生活排水）処理状況（汲み取り、合同浄化槽、単独浄化槽等）		8	B	人口・世帯に関する国の最も基本となる統計としての妥当性が低いほか、小地域統計の必要性も低い		○国連勧告にはない
	現住居以外の住宅の所在地（現在の居住建物以外に長期定住可能な建物を所有しているか。現在の居住地は住居登録地か）	2	3	B	2地域居住の増加に伴い、世帯の住まい方の多様化を把握する意義はあるが、これを的確に捉えるためには、「現住居以外の住宅の有無」の調査項目の追加だけでは不十分で、「住民登録地はどこか」、「現住居以外の住宅の所有の関係・滞在頻度」などの調査項目を合わせて設定する必要があり、記入者負担の観点から困難	○住宅・土地基本調査の「現住居以外の住宅及び土地に関する事項」の結果利用	○国連勧告にはない
労働力関係	フリーター、ニートの状況	1	5	B	人口・世帯に関する国の最も基本となる統計としての妥当性が低いほか、小地域統計の必要性も低い フリーター、ニートは、生活様式、生き方など個人の考え方によることもあり、定義の設定が難しいことから、正しい申告を得ることが困難。また、第2次試験調査において実地検証する従業上の地位「雇用者」の正規・非正規の区分により、非正規雇用の状況はある程度把握することが可能	○労働力調査及び就業構造基本調査の「雇用形態」の結果利用	○国連勧告にはない
	雇用者の正規・非正規の状況及び非正規の内訳	1	5	A	利用ニーズに対応し、正規・非正規の状況を「勤め先での呼称」で把握。また、統計審議会答申「平成17年に実施される国勢調査の計画について」において、「産業構造等のよりの的確な把握のため、派遣労働者については、その派遣先産業についても把握が必要。」との指摘を踏まえ、派遣労働者を非正規職員の一態様として把握することなどについて、第2次試験調査において実地に検証	○労働力調査及び就業構造基本調査の「雇用形態」の結果利用	○「雇用形態」はフランス（2006年）で採用
	副業状況	2		B	人口・世帯に関する国の最も基本となる統計としての妥当性が低いほか、小地域統計の必要性も低い	○就業構造基本調査の「副業に関する事項」の結果利用	○国連勧告にはない

	要望のあった調査項目	要望を出した機関		区分	対応方針(案)	考えられる他の対応	過去の国勢調査及び諸外国での状況
		府省等	地方公共団体				
従業地・通学地関係	普通自動車免許保有の状況		6	B	人口・世帯に関する国の最も基本となる統計としての妥当性が低いほか、小地域統計の必要性も低い		○国連勧告にはない
	小地域(町丁字等)別の従業地・通学地の把握	1	6	B	平成17年国勢調査第2次試験調査において、「従業地又は通学地」について郵便番号を記入する方法を実地に検証したところ、町丁・字コードが付与できなかったものが1/3を超えたことから、結果利用の意義は理解できるが、調査としての実現可能性が低い		○「在学中の住所」はフランス(2006年)で採用。また、イギリス(2010年)で検討 ○「就業先の住所」はカナダ(2006年)、フランス(2006年)、韓国(2005年:ロングフォーム調査票)で採用。また、アメリカのアメリカンコミュニティサーベイ(2010年)、イギリス(2010年)で検討
外国人関係	出生国、日常生活において使用する言語	1		B	国籍別外国人人口は、現在も把握しているところであり、これによりおおむね使用言語を把握することが可能。小地域統計の必要性も低い		○「出生国」は国連勧告のコア事項。イギリス(2010年)で検討 ○「家庭での会話言語」はカナダ(2006年)で採用、アメリカ(2010年)のアメリカンコミュニティサーベイで検討
その他の	情報通信環境(パソコン、携帯電話の保有、パソコンの利用状況、インターネット利用状況、インターネット接続環境)	1	15	B	人口・世帯に関する国の最も基本となる統計としての妥当性が低いほか、小地域統計の必要性も低い		○国連勧告にはない